

仕様書（参考）

（田布施川流域下水道）

令和7年9月

田布施川流域特記仕様書

1 空調換気設備等保守点検業務

(1) 点検対象設備

対象の機器は、【別紙1】点検対象設備のとおりとする。

(2) 点検時期

点検の時期等は、表-1 点検周期に示すとおりとする。

表-1 点検周期

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
シーズンイン 点検	空調			◎				◎					
	換気			◎				◎					
シーズンオン 点検	空調											○	
	換気											○	

(3) 作業の内容

作業の内容は、表-2 の作業内容のとおりとし、下記に準ずるものとする。

- ・ 建築保全共通仕様書（国土交通省）
- ・ 建築保全業務報告書作成の手引き（（一財）建築保全センター）

表-2 作業の内容

設備	項目	作業内容	シーズンイン点検	シーズンオン点検
空調設備	運転状態	各部作動状況、各部温度圧力等	◎	○
	電気系統	電源、制御、保護装置等	◎	
	機械系統	振動、ゆるみ、損傷、漏れ	◎	○
	冷温水系統	漏水、流量状況	◎	○
	フィルター	各フィルターの清掃	◎	○
	その他	消耗部品交換、給油等	◎	
換気設備	運転状態	各部作動状況、各部温度圧力等	◎	○
	電気系統	電源、制御、保護装置等	◎	
	フィルター	各フィルターの清掃	◎	○
	その他	部品交換、給油等	◎	

注) 交換部品は、モーターベアリング、ファン軸受ベアリング、Vベルト及びその他消耗品。

(4) 業務報告書

- 1) 作業の完了後は、速やかに業務報告書を提出すること。
- 2) 全業務完了後は、年間の報告書を2部提出すること。
また、この報告書には、作業等を確認できる写真を添付すること。

(ア)管理棟

記号	名称	設備場所	数量	消費電力 k w	容 量 k w
AC-1	空調機	事務室系統	1	4.4	4.4
AC-2	〃	食堂、会議室系統、水質試験室	2	13.2	26.4
AC-3	〃	従業員控室	1	3.3	3.3
AC-4	〃	監視室系統	1	9.6	9.6
AC-5	〃	玄関、ホール用	1	3.9	3.9
HEX-1	全熱交換機	食堂、会議室系統、水質試験室	2		
HEX-2	〃	監視室系統	1		
HEX-3	〃	従業員控室	1	0.4	0.4
HEX-4	〃	浴室、脱衣室系統	1	0.2	0.2
AF-1	エアフィルター	食堂、会議室系統、水質試験室	2		
AF-2	〃	監視室系統	1		
AF-3	〃	電気室系統	1	0.1	0.1
FS-1	送風機	電気室系統	1	1.5	1.5
FS-2	〃	発電機室系統	1	0.75	0.75
FS-3	〃	事務室、OA系統	1	0.3	0.3
FS-4	〃	1F空調機械室	1	0.15	0.15
FS-5	〃	2F空調機械室	1	0.15	0.15
FS-6	〃	水質試験室系統	1	0.15	0.15
FS-7	〃	〃	1	0.3	0.3
FS-8	〃	〃	1	0.3	0.3
FS-9	〃	〃	1	0.15	0.15
FE-1	排風機	電気室系統	1	1.5	1.5
FE-2	〃	発電機室系統	1	0.4	0.4
FE-3	〃	食堂、会議室系統	1	0.45	0.45
FE-4	〃	1F空調機械室	1	0.15	0.15
FE-5	〃	2F空調機械室	1	0.3	0.3
FE-6	〃	監視室、EA系統	1	0.08	0.08
FE-7	〃	1F、2F便所	3	0.04	0.12
FE-8	〃	1F、2F給湯室	2	0.04	0.08
FE-9	〃	1F指定管理者事務所、EA用	1	0.04	0.04
FE-10	〃	1F書類倉庫	1	0.04	0.04
FE-11	〃	水質試験室系統、FA用	1	0.15	0.15
FE-12	〃	水質試験室系統	1	0.3	0.3
FE-13	〃	〃	1	0.15	0.15
FE-14	〃	〃	1	0.15	0.15
FE-15	排風機	ドラフトチャンバー用	1	1.5	1.5
FE-16	〃	水質試験室系統	1	0.45	0.45
FS-16	送風機	水質試験室系統	1	0.45	0.45
管理棟計					58.36

(ウ)汚泥処理棟

記号	名称	設備場所	数量	消費電力 k w	容 量 k w
A c p 1 - 1	空調機	2 F 監視室	2	0. 1 0	0. 1 0
A c p 1 - 2	〃	1 F 作業員控室	1	0. 2 7	0. 2 7
A C P 1	空調室外機	1 F 屋外機置場	1	9. 3 0	9. 3 0
A F U 1	エアフィルター	1 F 換気機械室	1		
A F U 2	〃	〃	1		
H E U	換気扇(全熱交換機)	1 F 作業員控室、2 F 監視室	2	0. 1 3 7	0. 2 7 4
F S - 1	送風機	1 F 換気機械室	1	7. 5 0	7. 5 0
F S - 2	〃	〃	1	3. 7 0	3. 7 0
F S - 3	〃	〃	1	2. 2 0	2. 2 0
F S - 4	〃	〃	1	1. 5 0	1. 5 0
F S - 5	〃	〃	1	1. 5 0	1. 5 0
F S - 6	〃	〃	1	0. 4 5	0. 4 5
F S - 7	〃	〃	1	0. 4 5	0. 4 5
F S - 8	〃	〃	1	0. 4 5	0. 4 5
F S - 9	〃	〃	1	0. 4 5	0. 4 5
F S - 1 0	〃	〃	1	0. 4 5	0. 4 5
F E - 1	排風機	3 F 換気機械室	1	5. 5 0	5. 5 0
F E - 2	〃	〃	1	2. 2 0	2. 2 0
F E - 3	〃	〃	1	1. 5 0	1. 5 0
F E - 4	〃	〃	1	1. 5 0	1. 5 0
F E - 5	〃	〃	1	0. 4 5	0. 4 5
F E - 6	〃	〃	1	0. 4 5	0. 4 5
F E - 7	〃	〃	1	0. 4 5	0. 4 5
F E - 8	〃	〃	1	0. 4 5	0. 4 5
F E - 9	換気扇	1 F、2 F 湯沸室	2	0. 0 9 5	0. 1 9 0
F E - 1 0	〃	1 F、2 F 便所	2	0. 0 6 2	0. 1 2 4
F E - 1 1	〃	1 F 脱衣室・浴室	1	0. 0 2 4	0. 0 2 4
汚泥処理棟計					4 1. 3 5

2 幹線管渠内調査業務

(1) 調査対象施設

対象の施設は、表－1 調査対象施設のとおりとする。

表－1 調査対象施設

対象路線	対象施設	数量	備考
田布施幹線	管渠	5.02km	
	マンホール	18基	
平生幹線	管渠	1.65km	
	マンホール	7基	

(2) 調査業務

(ア) 一般事項

- ・作業箇所を事前に監督職員に連絡すること。
- ・作業に当たっては、管口を傷めないようにガイドローラー等を使用するなど保護措置を講じ、下水道工作物等に損傷を与えないよう、十分留意すること。
- ・作業に当たり仮締切を必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起きない構造で、かつ作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水のおそれがあるときは、直ちにこれを撤去すること。
- ・作業中に当たり地先住民等に迷惑が掛からぬよう、極力騒音・振動等の防止に努めること。
- ・監督職員の指示に反して作業を続行した場合及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合には、作業の一時中止を命ずることがある。
- ・作業に当たり、道路等を汚染させたときは、作業終了の都度洗浄清掃をすること。
- ・作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

(イ) 調査業務

・作業時間

作業に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。

・テレビカメラ・目視による調査

調査では、本管内にテレビカメラ又は調査員が入り、管渠の布設状況、土砂等の堆積状況、継手部・管クラック、取付管、コンクリートの腐食、油脂付着、浸入水及び人孔内のクラック、側塊・目地のズレ等の不良箇所を調査し、写真撮影（5mに3枚程度）を行うものとする。写真は、調査月日・異状内容・発生場所等を明記した黒板を入れてカラーで撮影すること。

・異状時の処置

調査作業の続行が困難となったときは、直ちに監督職員に報告し指示を受けること。

(ウ) 報告書

- ・ 調査結果は、別添「管渠内調査工報告書記載事項」により報告書を作成し提出すること。
- ・ 写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、距離等を標示すること。
- ・ 調査結果の判断基準については、別表-1による。
- ・ 調査の成果品等については、監督職員の承諾なくして公表してはならない。
- ・ 納品する完了図書は、下記のとおりとする。
 - ① 報告書
 - ② 不良箇所写真帳
 - ③ その他監督職員の指示するもの

(エ) データ入力

- ・ 田布施川流域下水道管渠管理システムに調査・報告内容を入力すること。
- ・ 田布施川流域下水道管渠管理システムは田布施川管理事務所内PCに導入済み。

管路内調査工報告書記載事項

1. 一般事項

- (1) 報告書は、この要領にしたがい作成すること。
- (2) 様式は、A4版横書きとし、図面は縮尺、寸法を明記し製本すること。
- (3) 表紙には、調査年度、調査番号、調査件名、調査期間、発注者名、請負者名等を記入すること。また、背表紙にも調査年度、調査番号、調査件名、請負者名等を記入すること。

2. 記載事項

報告書は、下記の事項について内容を明記すること。

(1) テレビカメラ調査

- ア. 調査目的
- イ. 調査概要
- ウ. 案内図
- エ. 調査箇所図
- オ. 調査総括表
- カ. 調査集計表
- キ. 調査記録表
- ク. 考察
- ケ. 調査記録写真

(2) 目視調査

テレビカメラ調査項目に準ずる。

(3) 取付管調査

テレビカメラ調査項目に準ずる。

田布施川流域下水道 幹線管渠内調査業務 路線別調書

路線名称	上流マンホール		下流マンホール		延長(m)	管径(mm)	管種	調査方法	備考
	番号	種別	番号	種別					
田布施幹線	1	特殊	(処理場へ)		23.190	φ 1350	HP	目視調査	
田布施幹線	2	2号	1	特殊	274.274	φ 1350	現場打シールド	目視調査	【田布施幹線】
田布施幹線	3	2号	2	2号	307.394	φ 1350	現場打シールド	目視調査	◇管渠点検
田布施幹線	4	特殊	3	2号	796.085	φ 1350	現場打シールド	目視調査	目視調査 1,400.943 m
田布施幹線	5	特殊	4	特殊	253.710	φ 1000	HP	テレビカメラ調査	テレビカメラ調査 3,622.359 m
田布施幹線	6	特殊	5	特殊	398.920	φ 900	HP	テレビカメラ調査	計 5,023.302 m
田布施幹線	7	2号	6	特殊	297.970	φ 800	HP	テレビカメラ調査	◇マンホール点検
田布施幹線	8	2号	7	2号	297.180	φ 800	HP	テレビカメラ調査	マンホールNo.1~18 18 基
田布施幹線	9	2号	8	2号	321.480	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
田布施幹線	10	2号	9	2号	272.880	φ 800	HP	テレビカメラ調査	Φ 1200以下はテレビカメラ調査とする
田布施幹線	11	2号	10	2号	216.990	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
田布施幹線	12	特殊	11	2号	163.930	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
田布施幹線	13	特殊	12	特殊	258.944	φ 800	DCIP	テレビカメラ調査	
田布施幹線	14	3号	13	特殊	356.695	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
田布施幹線	15	3号	14	3号	190.160	φ 700	HP	テレビカメラ調査	
田布施幹線	16	2号	15	3号	183.300	φ 700	HP	テレビカメラ調査	
田布施幹線	17	特殊	16	2号	176.700	φ 700	HP	テレビカメラ調査	
田布施幹線	18	特殊	17	特殊	120.108	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
田布施幹線					113.392	φ 500 (φ 800)	VP(HP)	テレビカメラ調査	
小計					5023.302				

調査判定基準【鉄筋コンクリート管等（遠心力鉄筋コンクリート管含む）及び陶管】

スパン全体で評価	ランク		A	B	C
	項目				
	管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
上下方向 のたるみ		管きよ内径 700mm未満	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
		管きよ内径 700mm以上 1650mm未満	内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満
		管きよ内径 1650mm以上 3000mm未満	内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満

管一本ごとに評価	ランク		a	b	c
	項目				
管の破損 及び軸方向 クラック	鉄筋 コンクリート管等	欠落	軸方向のクラックで 幅5mm以上	軸方向のクラックで 幅2mm以上	軸方向のクラックで 幅2mm未満
		軸方向クラックが 管長の1/2以上			
	陶管	欠落	軸方向クラックが 管長の1/2未満	軸方向クラックが 管長の1/2未満	—
		軸方向クラックが 管長の1/2以上			
管の円周方 向クラック	鉄筋 コンクリート管等	円周方向のクラックで 幅5mm以上	円周方向のクラックで 幅5mm以上	円周方向のクラックで 幅2mm以上	円周方向のクラックで 幅2mm未満
		円周方向のクラックで その長さが円周の2/3以上			
	陶管	円周方向のクラックで その長さが円周の2/3以上	円周方向のクラックで その長さが円周の2/3未満	円周方向のクラックで その長さが円周の2/3未満	—
管の継手ズレ			脱却	鉄筋コンクリート管等：70mm以上 陶管：50mm以上	鉄筋コンクリート管等：70mm未満 陶管：50mm未満
浸入水			吹き出ている	流れている	にじんんでいる
取付け管の突出し			本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
油脂の付着			内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
樹木根侵入			内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
モルタル付着			内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満

3 消防関係法定点検業務

(1) 点検対象機器

対象の機器は、表－1 点検対象機器のとおりとする。

表－1 点検対象機器

機器	名称	台数	備考
自動火災報知設備	受信機 25 回線	2 基	
	感知器 差動スポット型	56 基	
	感知器 定温式	37 基	
	感知器 煙式	91 基	
	電鈴	17 基	
	総合盤	16 基	
非常警報設備	増幅器 (アンプ)	2 基	
	スピーカー	55 基	
	誘導灯	15 基	
消火設備	粉末 (ABC) 消火器	23 本	
防火防煙設備	シャッター	1 基	

(2) 点検時期

点検の時期等は、表－2 点検周期に示すとおりとする。

表－2 点検周期

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
外 観 ・ 機 能 点 検										◎		
総 合 点 検				◎								

参考 消火器製造年別表

製造年	粉末	計
2020	12	12
2020	6	6
2020	5	5
計	23	23

4 窒素リン自動測定装置試薬補充業務

(1) 業務内容

窒素・リン測定装置（TPN-580）の試薬の交換、廃液処理
2回分／1ヶ月の試薬の内訳

- ・ ペルオキシニ硫酸カリウム溶液 10ℓ
- ・ 水酸化ナトリウム溶液 2.5ℓ
- ・ モリブデン酸アンチモン溶液 1ℓ
- ・ L-アスコルビン酸溶液 1ℓ
- ・ TN、TPスパン校正液 1ℓ
- ・ 廃液処理 60ℓ/1ヶ月

(2) 業務報告書

- 1) 作業完了後は、速やかに業務報告書を提出すること。報告書には作業等を確認できる写真を添付すること。
- 2) 廃液処理が完了したことをマニフェストにより報告すること。